

第3回 門真市上下水道事業経営審議会 会議録

○ 日時 令和7年10月22日（水）午後3時～午後4時15分まで

○ 場所 門真市 泉町浄水場 第一会議室

○ 出席者

川勝 健志 委員
菅原 正明 委員
尾原 正史 委員
西口 真弓 委員
松本 剛 委員

○ 事務局

環境水道部長	廣田 真紀
環境水道部次長	真砂 幸弘
環境水道部参事	藤田 憲治
経営総務課長	小野 直宏
水道事業課長	山口 達也
水道事業課長補佐	辻 顕吉
水道事業課長補佐	田中 研太郎
お客さまセンター長	松岡 直彦
お客さまセンター長補佐	加藤 明秀
お客さまセンター長補佐	塔筋 良平
公共下水道事業課長	野崎 正文
経営総務課長補佐	清末 恭史
経営総務課主査	高田 賢一
経営総務課主査	植田 理紗子
委託業者 (EY 新日本有限責任監査法人)	2名

○ 傍聴者 1名

1. 挨拶

【事務局】

皆様、本日は、ご多忙の中、また、お足元の悪い中、ご出席いただき誠にありがとうございます。門真市環境水道部経営総務課の清末でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

定刻になりましたので、只今から、第3回門真市上下水道事業経営審議会を開催させていただきます。

本日は、委員7名中5名がご出席されておりますので、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。なお、中村委員、阪口委員は日程の都合がつきませず、ご欠席でございます。

本審議会につきましては、議事録作成のため、録音をさせていただきたく存じますので、ご了承のほど、よろしくお願ひいたします。

また、本日は事務局として環境水道部長以下、職員並びに委託業者が事務局として控えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、案件に移らせていただく前に、お手元の配布物の確認をさせていただきたいと存じます。

1点目は、表紙にございます、会議次第、

2点目が、資料1「水道事業の経営について」

3点目が、資料2「設備投資・財政計画について」であります。

その他、お手元には現行の「門真市水道事業ビジョン（改定版）」の冊子を配布いたしております。

資料につきましては、後ほど順次、議事進行の中で使用させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

配布物の不足等ございませんでしょうか。

資料がお揃いのようですので、以下の進行につきましては、川勝会長の方にお願いしたいと存じます。

川勝会長、よろしくお願ひいたします。

2. 議事

○案件1 水道事業の経営について

【会長】

それでは、議事の案件1「水道事業の経営について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、お手元の資料1「水道事業の経営について」をご覧願います。

(2ページ)

水道事業の経営に関する審議に先立ち、このページと次のページにおいては、地方公営企業の特徴について説明させていただきます。

門真市水道事業は、地方公営企業として位置付けられます。

地方公営企業は、都道府県や市町村などの地方公共団体が地域住民の福祉の増進を目的として事業を経営する企業体のことをいい、地方公営企業法で規定されています。

地方公営企業法においては、財務、組織、職員の身分に関すること等が規定されていますが、当然適用、一部適用、任意適用という3つの種類によって法の適用範囲が異なります。

当然適用とは、当然に地方公営企業法のすべてを適用するということです。一部適用は財務に関する事項など一部を適用し、任意適用は条例等で全部または財務に関する事項を適用するものです。

門真市の地方公営企業は、水道事業と公共下水道事業があります。公共下水道事業については任意適用でもよいことになっていますが、門真市としましては、水道事業、公共下水道事業のどちらも法の全部を適用しています。

(3ページ)

続きまして、「地方公営企業の運営」についてであります。

前回の会議でも説明させていただきましたが、地方公営企業の経営に要する経費は、税金ではなく、経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制が原則とされます。公共のための消防や、消火栓に関する費用といったものは一部、市から頂いていますが、基本的には水道料金で賄うことになっています。

また、地方公営企業は、常に企業の経済性を發揮する、つまり無駄を省いた合理的な企業であるとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければなりません。

経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者を設置しています。門真市では、市長が管理者の権限を担っています。

地方公営企業では事業ごとに特別会計（公営企業会計）を設置しています。公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用しています。

発生主義会計とは、金銭の動きにかかわらず、収益や費用が発生した時点で会計処理を行うものです。例えば、収益については、商品を販売して顧客に引き渡した時点で発生する、また、費用については、労働者へ月締めでこれだけ費用がかかるという支払義務の形になればその時点で発生する、ということになります。

（4ページ）

続きまして、「水道料金の仕組み」についてであります。

水道事業における収入の主なものは水道料金です。水道料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければなりません。

将来にわたり事業を持続していくため、中長期的な見通しに基づいて水道料金を設定することになります。

また、水道法第1条の目的規定においては、豊富低廉な水の供給、細かくいえば「清浄にして」という言葉が入ります。水の質、量、価格というものをしっかりととしていかなければならないことが規定されています。

水道料金の改定にあたっては、独立採算制を採用するとともに、議会の議決を経て条例で定める必要があります。

（5ページ）

このページでは、水道料金の設定にあたってのルールについて説明いたします。

1つ目は「総括原価主義」であります。これは、事業の運営に必要な人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費といったコストに利益を上乗せして「総括原価」を定め、これに基づき料金を設定するものです。

2つ目は、「資産維持費の計上」であります。持続可能な水道事業を維持するためには、計画的に施設を更新する必要があります。そのために必要な財源として資産維持費を計上するものです。

3つ目は、「水道料金の定期的な検証と見直し」であります。水道料金については、3～5年に一度定期的な検証及び必要に応じた見直しを行う必要があります。

4つ目は、「住民への公表」であります。中長期的な更新需要と財政収支の見通しの試算を行った場合は、住民等に対してわかりやすい形で公表するように努めなければなりません。

（6ページ）

続きまして、「料金算定のプロセス」についてであります。

まず、財政計画を策定し、収支の見積りを行います。次に、先ほどのページで出てきた総括原価を算定し、全体でどれくらい料金を負担しなければならないかを決定します。

その次に、料金体系を設定し、個々の使用者にどれくらいの料金を負担していただく

かを決定します。

現在、今後の見通しを検証し、現状の料金体系でできるかどうか、料金改定をするのであればどうするのか、ということで多くのシミュレーションを行っています。その結果はまだ確定したものになつてないため、次回、第4回の会議で検証結果についてご説明する予定です。

基本的には、料金を全体でどのようにするのか、値上げをするのか値下げをするのか、値下げは難しいかもしれません、料金をどのように負担していただくかということになります。そして、お支払いしていただくのは利用者の方ですので、そちらにどのようにして公表していくかということを含めて考えていくことを思つております。

(7ページ)

続きまして、「門真市の現行の料金体系」についてであります。

本市の水道料金は、基本料金と超過料金から構成される二部料金制を採用しています。

基本料金は用途別に基本水量制を採用しており、一般用の場合、月10m³までの使用で、消費税等抜きで月額896円となっています。それを超える10m³からは超過料金となります。その中では従量制と逓増制を採用しております。逓増制では、使えば使うほど1m³あたりの料金があがる仕組みになっています。

(8ページ)

このページでは、本市の現行の料金体系表をお示ししています。

門真市では平成14年の料金改定後、消費税及び地方消費税の率が変更になったこと以外で水道料金を引き上げておりません。平成22年、平成30年には、大阪広域水道企業団（旧大阪府営水道）からの用水供給単価の値下げに伴う水道料金の引き下げ、令和3年には水道事業の経営状況を鑑みたうえでの水道料金の引き下げを行っております。

(9ページ)

このページでは、令和7年10月現在の大阪府内の各市町村域における水道料金の一覧を示しています。

口径13mm、月に20m³を使用した場合の本市の水道料金は、消費税等込みで2,723円であり、大阪府内平均及び全国平均の額を下回っています。近年は料金改定で値上げを実施している市が結構あります。東大阪市、豊中市等も少し前に実施されています。

門真市においても今後考えていかなければならぬとなると、少し上がっていく可能性もあります。門真市の立地条件として、土地が平らであることから非常に電気を使う、100%受水であるといった状況で高くなるのですが、一度値下げの料金改定もありましたので、真ん中より少し下になっているというのが現状です。

(10ページ)

このページでは、「これまでの経営改善に関する取組み」についてお示ししています。

人材育成施策として、研修等を活用した技術習得促進により、水道事業を運営するの

に必要な人材育成を実施してきました。

また、民間企業への業務委託の推進として、料金収納業務をはじめとして、効率的な事業運営と給水サービス向上のため、業務の委託化を推進してきました。職員で担ってきた業務を委託することによって人件費の抑制をさせていただいている。

近隣水道事業者等との広域化・業務共同化として、東大阪市、寝屋川市との共同水質検査を実施しているほか、現在は大阪広域水道企業団との統合（経営の一体化）について検討を行っています。

また、経常収支比率や料金回収率をはじめとする経営状況を分析しています。

(11ページ)

このページでは、経営目標の設定についてお示ししております。料金設定や財政計画策定をしていく中で、経営目標が非常に大切になってくると考えています。

まず、経営目標の設定目的といたしましては、「健全な経営が行われていることについて、目標水準の達成状況により評価するため」、「設備投資と財源の最適化をはかり、資金残高や企業債残高等とのバランスを考慮した料金水準の検討を可能とするため」、「健全な経営や設備投資と財源の最適化により、利用者に必要なサービスを維持するため」が挙げられます。

現在の「門真市水道事業ビジョン（改定版）」においては、計画期間における経営に関する指標等の推計値は示しておりますが、経営面における目標は設定しておりません。これからも健全な事業運営を継続して行うため、経営目標を設定するものであります。

「門真市第2次水道事業ビジョン」においては、経営目標を設定して、その内容や達成見込みを記載します。また、料金改定がある場合には必要性や根拠を含めて利用者に理解いただけるように記載します。今回料金改定を実施するかしないかということは検討中ですが、水道事業ビジョンは5年ごとに改定していきますので、その中でご理解いただけるように記述していきたいと考えております。

経営目標の設定については、基本的には総務省の「経営戦略策定・改定マニュアル」に沿って、最も大切である住民サービスを維持するために必要な目標を設定します。また、そのためには、収益性を把握するための指標と、経営の健全性を把握するための指標をバランスよく組み合わせることが重要と考えています。

(12ページ)

最後に、「門真市第2次水道事業ビジョン」に掲載する経営目標の案について説明いたします。

収益性を把握するための指標として「経常収支比率」「料金回収率」を設定します。

経常収支比率とは、費用に対する収益の割合等の収益性を把握するための指標であり、100%以上の場合は、単年度の収支が黒字であることを意味します。

料金回収率とは、給水原価に対する供給単価の割合など収益性を把握するための指標であり、100%以上の場合、給水事業に必要な原価を料金収入で賄えていることを意味します。

健全な経営を行っていくため、経常収支比率、料金回収率ともに計画期間に100%以上を維持することを目標とします。

また、経営の健全性を把握するための指標として「資金残高」「企業債残高対給水収益比率」を設定します。

資金残高は、日々の支払いや企業債の償還など、事業運営に必要な運転資金となります。地震等の災害が発生し、水道料金収入が入ってこない状況になっても事業を継続していくために、計画期間中18億円以上を確保することを目標とします。

企業債残高対給水収益比率は、給水収益に対する企業債残高の割合を示し、経営の健全性を把握するための指標であり、この数値が過大になると、企業債の償還について将来世代の負担が大きくなることを意味します。

一般会計で類似した指標である「将来負担比率」において、「早期健全化団体」に位置づけられる水準が350%以下であることから、当該目標については、計画期間中350%以下を維持することを目標とします。この辺りについては第4回の審議会で、料金設定に係る検討等と絡めてお示ししたいと思っております。

資料の説明は、以上でございます。

【会長】

ただ今、事務局より説明がありました。ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

前半は経営のイロハといった部分のご説明をいただいて、中盤から後半にかけては今現在どのような枠組みとなっているのか、最後に今回の水道事業ビジョンの策定に係る目標の定め方として、事務局としてはこのようなことを早々提案されている、そういうお話をしました。どの部分に関するものでも結構ですので、皆さんの方から何かございましたらご発言をお願いできたらと思います。いかがでしょうか。

【委員】

ご説明ありがとうございます。

3ページの地方公営企業の経営について、地方公営企業の立ち位置、考え方を説明いただいているが、その中で、門真市では市長が管理者の権限を担われているということでした。

水道事業の中で独自性を発揮していくという観点に立てば、独自に管理者を立て、ある程度主体的に事業を動かし、考えていくことが望ましいと思います。ただ、これから企業団との統合の検討を進めておられる中で、この部分を現時点では変わることはないのかなと想像はしているのですが、そのような中で、どうしても門真市本体と水道事業の関係の中で独自性を発揮することが難しいとか、人材の育成や確保に取り組んでいく上で、水道事業者としては育てた人にできるだけ長期間いてもらいたいという考えがある一方で、市本体としての人材の交流や活用の視点における考え方をお持ちだと思うのですが、その辺りは水道事業側ではこれからどのような方向で考えておられるのですか。

【事務局】

管理者というのは本来、市から離れた独立したものです。本来は、法律上、公営企業単独で人を雇うことができます。しかし、委員がおっしゃっておられたような人材育成、人材交流等については、今の情勢等々を考えるとなかなか難しい中で、市で雇い、市で確保することになっています。

人の確保は市に委ねているというところもありますので、市長が管理者の権限をもって水道事業を担うということは、そういった人の交流、育成については良いと一部では思います。ただ、経営面でみると、両方が一つ括りになってしまったり、一部混在したりする場合もありますので、独立性があった方がいいという部分もあります。

しかし、今、企業団との統合についての協議において、やはり人材の育成、確保は命題となっています。確かに他の団体と比べると門真市の場合は、人の交流がよく行われている部分もありますので、平均年齢がかなり低くなっています。

今、企業団に統合して水道事業に特化していくことを検討協議の段階ですが、これを維持していくのは難しいと思われる中でも、人の部分に関してはそのような方向性で今は動いており、それを維持したいと考えています。最低限、今の事業を維持できる形にしたいと考えている中、方向性としては市から離れて企業団と協議するというのが実情です。経営の面だけみると本当は別で考えて独自の管理者が別にいた方がよいと思うのですが、人の面を含めると今の形もよいようにも思っております。

【委員】

5ページの資産維持費に関して、利益は、例えば予算100万円だったところが入札などを経て、結果的に決算で利益が出てくるものと考えますが、この資産維持費のためにもともと計算された利益を総括原価の中に乗せていくことでしょうか。

【事務局】

基本的な考え方としまして、最初から乗せるのではなく、決算の結果の利益分を資産維持費とするものと考えています。本来は、料金改定の際に総括原価方式において資産維持費を計上することが総務省から推奨されており、大阪府の監査でも指摘されています。今後、料金を見直す中では、決算の利益を資産維持費としていきたいと考えております。

【委員】

総務省のマニュアルに書いているから資産維持費を乗せているということですか。

【事務局】

今後においては、やはり設備投資、特に管路については新聞報道等にも出ているように、どうしても老朽化が進み耐用年数に追いつかない状況です。そこに物価上昇が大きく見込まれており、現状の料金体系では今までのようないかないと考えていると

ころです。また、料金改定をした後に、1、2年経つと再び値上げするといったことは避けなければならないので、財政計画とともに検討していくこととしています。

【委員】

わざわざ最初から利益を含めて考えるということを理解できていませんでした。一般的には財政計画上は均衡させ、実際に進めていくと必ず少しあは利益が出て、それを使っていくものと考えていました。名前は資産維持費となっているけれど、やはり利益になっていくのかと思っていました。

先ほど○○委員がおっしゃっていたことですが、せっかく水道事業に入ってきて、技術を習得してもらった人材を市にとられてしまうといったことをなくすために、人事交流はしない、などと宣言してはいかがでしょうか。

【事務局】

法律上は門真市の上下水道事業のみで行うことは可能ですが、人事交流については、例えば新人の採用や交流も含めて、若い人の採用は市長部局の力を借りないと難しいように思います。

【委員】

人事課で相談してはいかがでしょうか。

【事務局】

人事交流があるおかげで、水道事業を担ってきた若い職員がたくさんいて、みんなが経験するという意味で偏った人だけが携わっているわけではないので、人事異動等の入替えのある中でも水道事業を担えてこられている部分はあるのかなと逆に思ったりします。

【委員】

技術者を回せるのならいいと思いますが、そうではない形で、勝手に市へ異動となると困るようにも思います。

【会長】

もちろん審議会に何か権限があるわけではありませんが、そのような進言・提言が審議会としてあったということについては問題ないと思われます。

【事務局】

はい、議事録にも残りますし、審議会が終われば議論が終わりというものではありません。今後、第4回、第5回の審議会や、第2次水道事業ビジョンの策定においても、水道事業の管理者の権限は市長にありますので、当然に報告等を行い、その中で進言していきたいと思っております。

【委員】

それでもやはり、管理者を置いていた方が水道事業の人材を確保するという点ではよいでしょうね。

【会長】

管理者が市長では良くないということではなく、他から選任した方がやりやすいのではないかという意見が審議会で出たということですので、その上で、市長も含めて内部で検討してもらえたらいよいと思います。

【副会長】

12ページのように経営目標を設定するのはよいと思いました。けれども、令和6年度の実績に比べて目標値はすべて下がるということなので、そのままではこの先悪くなっていくものを、それに比べればまだ良い方にするためのものと思います。

特に一番下の企業債残高対給水収益比率が350%というのは、かなり現状よりも上がるよう見えるので、目標設定に対して根拠の説明があった方がよいと思います。後ほど資料2で説明があるものと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

おっしゃるように、企業債残高対給水収益比率は相当高くなる見込みです。現行のビジョンにおいてもう少し低い数字が出ている中、350%に設定しています。後ほど案件2においてご説明しますが、ここまで高い水準に設定せざるを得ないものと感じております。

他の指標についても、経常収支比率や料金回収率を100%としていますが、こちらは目標水準を上げすぎると料金を取りすぎていることになります。また資金残高目標の18億円が妥当なのかもう少し下げるのかということについても、現在、シミュレーションを行いながら検討している中での一つの数字と思っていただけたらと思います。

企業債残高対給水収益比率の350%につきましては、後ほどの案件の中でより深くご説明できると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【会長】

今の点は資料2の説明の後に、また詳しく色々と議論させていただけたらと思いますが、いずれにしましても目標を設定するにあたって、やはり何かしらの根拠をお示しいただいた上で最終的に決定していただくことが必要、という意見だったと思います。

あとは数値だけではなく、指標の設け方そのものについても、ご質問とかご意見とか、例えば、もっとこういう指標を設けるべきだとか、これは不要ではないかとか、そういったご意見はないでしょうか。それ以外のことでも結構かと思います。

【委員】

違うことになりますが、水道料金のことですが、これからこの経営目標を実現する上でどのような料金にするのかということを、いくつかパターンをお示しいただける形になるかと思っています。その前提として、今の基本料金という部分が存在する、あるいは用途別、逓増制という仕組みが存在するというあたりの部分についてです。

今、日本水道協会からも「水道料金算定要領」というものがある中で、過去から引き継いできた料金制度であるので、あるべき姿と比べるとギャップがあるという議論をさせていただきたいと思います。例えば、基本料金の部分でいくと10m³まで、使用していない払っていただくという形になっています。少量の消費者の数が増えている中で、それはどうなのかという議論があります。

また、先ほど○○委員がおっしゃったような資産維持費が結果的に上がってくるという話ではあるけれども、物価高により利益が出ない状態も考えられるとすれば、資産維持費を資産に対して何%かは設備投資に向けられるように料金に上乗せした方がよいという考え方があつたりもします。そのような中で、料金の根本的な見直しは、今回は難しいのではないかと思っています。

料金が下がって利益を受ける人と料金が上がっててしまう人の構造が崩れてしまうと、なかなか進みにくいということになるので、ある程度現状をベースに料金体系を考えられないのかというように想像しているのですが、その辺りはどのように料金体系を考えていくつもりなのかをお伺いしたいと思います。

【事務局】

委員がおっしゃった日本水道協会の算定要領においては、例えば、用途別や基本水量というものが今の時代にマッチしていないとされています。節水機器が普及する中で、今の基本水量はどうなのか、ということが一つあると思います。

シミュレーションを実施する中で、現在、基本水量や、口径別についても内部では色々と検討しております。そのすべてを見ていただいて一つ一つ選んでいくのは非常に大変だと思われますが、まだ結論に向けて検討中です。結論はまだ出ていませんが、資産維持費を乗せていない経緯や、門真市はお年寄りの方が多いという特性の中で今の料金設定になっていますので、いきなりすべてを変えるのは難しいのかなと思われる中で、内部で検討しているところです。

全く変えずに今まで通りでよいというわけではないですが、今まで恩恵を受けていた人が受けられなくなるとか、逆に今まで多く払ってきた人がいるというようなこともありますので、それをどこまでできるのか、検証を進めて第4回でもまたお話しさせていただけたらと思っています。検討課題であることは認識させていただいております。

【会長】

今回の見直しでどこまでできるかというお話があったのですが、今のお話は極めて重要なお話ですし、かなり慎重に進めなければならないのですが、やはり検討は今か

らしておく必要があるのではないかなと思います。

前にも少し関連して言及したかと思いますが、いわゆる単身世帯がかつてと比べると随分と増えているというのが、この基本料金、あるいは基本水量を設定した時代背景とは大きく異なっているということを考えますと、そういう意味においても実態に合わない部分が出てきていることも確かです。また一方でそういう部分を変えることによる影響というのは、今お話にもありましたように慎重にやらないといけないということではありますが、着手や検討自体は早く行った方がいいですし、できればこの見直しのタイミングで検討を始めた方がいいのかなと個人的には思って聞いておりました。

これは門真市さんに限らず、全国的にもそうではないかと思います。

その他、いかがでしょうか。〇〇委員、新しい目線からはいかがでしょうか。

【委員】

用途別にある、観賞用というのは何ですか。

【事務局】

噴水ですが、今はもうありません。条例に入っているので料金体系に記載しています。昔はもう少しありました。

【事務局】

古川橋の「そよら」前と、新橋町の裏などにありましたが、随時なくなりました。故障してから修理していません。

【委員】

湯屋用は銭湯のことですね。銭湯は多いのですか。

【事務局】

現在、市内に銭湯は8つあります。ただし、スーパー銭湯は別です。昔からの銭湯が湯屋用となっています。

【事務局】

スーパー銭湯は営業形態が違っています。スーパー銭湯のように、食事を出したりすることができるところは公衆浴場として認められないので、その違います。

【会長】

皆さんから一通りご意見いただきまして、大きく3点ほどご意見いただいたのかなと思います。

まず一つ目は、この水道事業そのものの管理者が、現状、市長に担っていただいて

いるということですが、人の安定的な確保や、担い手の問題については門真市さんに限った話ではないですが、どちらかというと市長が担っていることの方が珍しいと思います。だからというわけではないのですが、より積極的な経営ビジョン、中長期のビジョンを描こうと思うと、水道事業を安定的に運営していくための体制が安定しなければいけないという積極的な理由で、管理者を独自に立てるということも検討すべきではないかということを、一つご意見としていただいたと思います。

それからもう一つは、水道料金の体系についてです。その前提となる考え方が実態と合わなくなってきたという部分について見直しが必要ということでした。このビジョンを改定するタイミングで必ずしも実施することではないのですが、そのことについて、向き合っていかなければいけないということでした。

先ほど、総括原価方式のご説明の中にあった利益の部分、資産維持費も含めて、水道料金の体系のあり方についての検討が、できるだけ早く必要ではないかということが2つ目のご意見だったと思います。

そして最後に、経営目標案として定められている、数値目標、あるいは指標そのものということになりますが、これ自体は、特に一般的なものだとは思います。しかしその定め方については、特に、その根拠になる部分についての検討がもう少し必要ではないかということが3つ目のご意見であったのではないかと思います。最後の点につきましては、次の資料2の説明の後にまた議論できるとは思いますが、差し当たって皆さんからいただいたご意見というのはその3点であったように思います。

特に追加的なご質問やご意見がなければ、この案件については以上とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《なしの声》

【会長】

それでは、他にご意見、ご質問がないようですので、次第の案件1に関する項目につきましては、事務局において、ご意見を踏まえて、また次回に向けた修正等々よろしくお願ひいたします。

○案件2 「設備投資・財政計画について」

【会長】

それでは、議事の案件2「設備投資・財政計画について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、お手元の資料2「設備投資・財政計画（料金据置ケース）について」をご覧願います。

（2ページ）

まず、設備投資・財政計画について説明いたします。

設備投資・財政計画とは、投資試算と財源試算に基づいて、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画です。投資試算とは、施設・設備に関する投資の見通しのことです。財源試算とは、財源の見通しのことです。

設備投資・財政計画の主な前提条件として5項目を表のとおりまとめております。

まず、水道料金収入にあたります給水収益については、国立社会保障・人口問題研究所（いわゆる社人研）の中位推計に基づき人口を算定し、令和4年度から令和6年度の供給単価の平均値を乗じて設定します。

物価、人件費については、昨今、上昇傾向にあることから、物価については内閣府の試算を、人件費については毎年の人事院勧告をもとに上昇率を設定して試算します。

今後、施設について計画的に更新していく必要があることから、水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額として、資産維持費を計上します。

また、管路や施設の更新を行っていくにあたり、企業債を発行して更新費用に充当しますが、企業債充当率を管路更新に関するものを27.5%に、施設更新に関するものを100%に設定します。

管路更新に関するものについての27.5%は現行のビジョンの改定の時に検証させていただいたものを、そのままとしています。施設更新に関するものについては、現金残高の減少や、今後の設備投資においてお金が必要となるポンプ所の建替えがあるなど、先ほどの目標設定にも絡むところです。資金残高18億円、企業債残高対給水収益比率350%といった目標を設定する上で達成見込みが厳しくなってくることから、施設更新に関する企業債充当率を100%に設定させていただいております。

次のページからは、これらを踏まえた上で、現行の料金制度を変えないとした場合の、今後の第2次水道事業ビジョンの計画期間についての試算結果について説明いたします。

（3ページ）

このページからは、現行の水道事業ビジョンと次期「門真市第2次水道事業ビジョン」の計画期間である平成29年度から令和18年度までの20年間の推移について説明いたします。

ます。

まず、給水人口及び水需要予測の推移についてであります。

給水人口については、門真市水道事業ビジョンの計画初年度である平成29年度では約123,000人であったのが、令和6年度には約116,000人になりました。第2次水道事業ビジョンの計画期間終了年度である令和18年度には約99,000人に減少する見込みです。

一日平均給水量は、令和6年度の約34,500m³/日が令和18年度には約30,300m³/日に減少する見込みです。

令和6年度までは決算が終わっておりますので実績の数値であり、その後は予測となります、平成29年度から下がってきていることをご覧いただければと思います。

(4ページ)

次に、給水収益及び有収水量の推移についてであります。

給水収益・有収水量は人口減少等により減少傾向にあります。

給水収益は、令和6年度の約20億2,800万円から、令和18年度には約17億4,800万円に減少する見込みです。

現行の料金制度を変えないとした場合には、このように給水収益は減少する見込みとなっております。

(5ページ)

次のページからは、案件1でお示ししました経営目標に関する推移について説明いたします。

経常収支比率、料金回収率については、収益の減少と水道事業費用の増加に伴い、それぞれ低下傾向となります。

経常収支比率は令和6年度の112%から令和18年度の74%へ、料金回収率は令和6年度の106%から令和18年度の69%へと大きく低下する試算結果となります。現行料金のままであれば、それぞれ経営目標水準である100%を大きく下回ることが想定されます。

算定の際に一番大きく影響するのは料金収益というところになりますので、やはり水量が減少してくると、経常収支比率と料金回収率が低下してくるというものが今後の見込みとなっています。

(6ページ、7ページ)

次に、設備投資・企業債残高・企業債残高対給水収益比率についてであります。

施設や管路の老朽化が進んでおり、更新需要は大きくなっています。

企業債残高は今後増大し、令和6年度の約29億円から令和18年度の約127億円に、約98億円増加する見込みです。

企業債残高対給水収益比率は、経営目標水準として検討している350%を上回る試算結果となります。今、色々なシミュレーションを行っていますが、現行の料金制度を変えないとした場合には来年ぐらいに350%を超える試算となっています。その理由は、今後の設備投資において、令和8年度が最も設備投資が大きくなっているからです。そし

て、それで終わりではなく、水道事業を続けるために設備投資はある程度一定の管路について実施していかなければなりませんが、収益が減っていくために資金が足りず借金をすることになるので、今の見込みでは企業債残高対給水収益比率が上がっていくことになります。先ほどの数値目標については、このことを認識する必要があります。

利用者の皆さんにお支払いいただく水道料金を大きく上げるというわけにもいかないと思いますが、数値目標を整理していく中では現金預金残高も運動します。常日頃の管路更新、設備更新だけが水道事業ではなく、災害が起った時でも水を送れるような状況にしておくために、そういった時に料金を払っていただくことはできないので現金を持っておくことも大事です。

なお、次の7ページでは、前回の会議でご説明いたしましたが、設備投資に関する費用について記載しております。

(8ページ)

次に、現金預金・純損益推移についてであります。

財源の減少と設備投資の増大により、純損益は令和9年度以降、マイナスで推移する見込みです。現金預金残高も令和13年度に枯渇する試算結果となっています。

物価上昇や、人件費の高騰もあり、事業費はどうしても上がっていくます。そうなってくると、現金預金残高も減少していくというのが今後の見込みになっています。あくまでも見込みですが、料金改定をしなければこのようになると見込まれています。事業をしっかりとしていくと令和13年度には現金預金には赤字で借金のある状態になるだろうという予測です。

(9ページ)

最後に、今後の課題についてであります。

今までお示しした試算においては、現行料金のままであると、経営目標を達成することは厳しい状況であり、継続的な経営改善を進めてもなお、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況が見込まれます。

人口減少等の要因により給水収益が減少傾向にあります。一方で、物価・人件費上昇等の影響により、水道事業費用は増加し、経常収支比率・料金回収率は低下傾向にあります。

また、収益の減少と施設更新費用が増大するため、現金預金残高及び純損益は計画期間中にマイナスとなる見込みです。さらに、施設の更新に伴い企業債を発行することから、企業債残高は今後増大する見込みです。

給水収益が減少し、経営状況が悪化してお金が足りなくなり、足らないので企業債を発行して借金し、それでも足りないのでどうするかということで料金体系を見直していくかないと、物価が上昇する中で設備投資をして安心・安全な水を送るという、そもそも水道事業として一番大切な、水道法の第1条に書かれていることすらできない、健全でない事業になってしまいます。

今後、継続的な経営、健全な事業をできるようにするためにどうすればよいかを考

え、次の第4回の審議会で示させていただきたいと思っています。
資料の説明は、以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

ただ今、事務局より説明がありました。ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【委員】

これから色々なシミュレーションを出していただく前提として、配水施設や管路の更新をどのように進めていくのかというものがわかった上で、今この試算結果になっているという形だと思うのですが、どのように頑張って取り組んでいただいているのかという形が見えたらしいかなと少し思いました。今、各都道府県、それから市町村の単位で、基幹管路の耐震化率を比較できる状況になっています。

門真市さんは比較的頑張っていただいている部分があるのかなと思いつつも、中長期でいつまでにその基幹管路の耐震適合率を100%にもっていきますというビジョンがあった上で、今このような試算結果になっているというような考え方というか、中身がわかるような説明ができたらいいのかなと思います。

【会長】

ありがとうございます。いかがですか。

【事務局】

管路のことについて説明させていただきます。

基幹管路の耐震化率について、何年までに何%といった目標に関しましては、国道の工事等の他事業も関係しておりますので、一概にいつまでにということを具体的に決めるることは難しいかもしれません。けれども、現在、門真市の水道事業の基本計画を策定中でありますので、ある程度、目標年度とまではいかないかもしれません、お示しさせていただこうと思っております。

【委員】

おそらく今回のビジョンの事業期間で完成することは難しい状況の中で、かなり先を見て耐震化率を高めていきましょうという目標があった上で、このビジョンの期間では何%を目指していますというようなご説明をしていただく形になるのかなと思いました。他の道路工事等との関係で進めたいのになかなか進められないといった色々な事情は、私もやっておりましたのでよくわかります。そういう状況も俯瞰する中で、今、我々としてできるのはここまでですという形が見えるようにできたらいいかなと感じました。

【事務局】

先ほどもお話しさせていただきました通り、重要な道路であったり、施設であったり、普通鋳鉄管の更新工事も同時に進めていますが、今後10年間のある程度の工事の具体的なことも決めていきますので、10年後に何%くらいになると示すことは可能かなと感じます。

【会長】

今の点は、非常に大事ではないかと私も思います。つまり、料金改定を実際に検討していくにあたって、もちろん経営というところにフォーカスされているのですが、経営の健全化が最終的なゴールではなくて、この水道事業を門真市さんとしてやらなければいけないということです。

水道事業の目標、あるいはビジョンというように言っていましたが、それを達成するために色々な事業を行っていかないといけないし、それはこれまで積み上げてきたし、今も行っていて、これからも行っていかないといけない。その中で文字通りの経営とのバランスをどのように取っていくかという話になるからです。

極端に言えば、経営が立て直されたとしても、本来的な水道事業がきちんとできていなければ何の意味もないということなので、取り組んできたことと、これから取り組んでいかなければいけないことと、一体的に経営のあり方、あるいは目標の定め方を考えなければいけない。それがきちんと描かれていないといけないのではないか、というご意見というふうに私は聞いておりました。今回の試算結果はこのようなことも踏まえた試算結果であるという理解でよいですか。

【事務局】

お見込みのとおりです。

【会長】

はい、そのような見せ方がやはり必要ではないかなということですね。これは重要なポイントかなというように思いました。他の皆さん、いかがでしょうか。

【委員】

先ほど目標設定の話になりましたが、4ページの有収水量が減っているというところで、有収水量の確保に関し、有収率の向上については1%変われば何千万円も変わるものだったと思います。その辺の有収率の向上に対して今何かされているのか、また、それは目標を持って行っているのでしょうか。現状は何%位なのでしょうか。

【事務局】

現状の有収率は、97%くらいです。

【委員】

その先は難しいですね。

【事務局】

そういう意味で言うと、対策としては、一個一個の細かい対策というものではないですが、毎年の漏水調査など、要は不明水量を出ないようにしていくことです。配水量に対してどれぐらいきっちり売れているかというところで考えると、人件費や物件費がかかるかもしれないですが、無駄である漏水、不明水をなくしていくことも一つの対策と考えます。

なので、先ほど申し上げましたように、結局連動していくことになるのですが、老朽管の更新、基幹管路の更新というのは非常に大事でありますし、漏水していたらきっちりとは水が出ないので、水道事業としての本質、根幹である、蛇口をひねればいつでも水が出るというところに全部つながってくるのかなと考えております。

【委員】

有収率が97%以上あるなら、そこから先は難しそうですね。特段、目標はないのですね。

【事務局】

そうですね、ここまでとか、これ以下というものはないです。そこを意識した事業運営かとは思います。

【会長】

今の話は、例えば指標をそういう形で設けた方がよいという意見ではないということでしょうか。

【委員】

昔は有収率が低かったのです。漏水が多い状態の時は管が古いと、昔の方はそのような考え方ですが、有収率を97%以上なのに99%に設定しなければという話ではないと思っています。今の状況を聞いたので、それはそれでもう仕方がないと思います。

【会長】

維持をするという意味で目標を定めるという、できるだけ維持をするやり方もあるかなと思います。

【委員】

そうですね、現状を維持するということですね。

【事務局】

補足ですが、令和5年度の資料では門真市は97.3%です。府内の平均でいうと93.6%で、一応平均よりは上です。

【委員】

どういう表現にしたらいいかわからないですが、今、97%もあるのでしたら、他市と比べて随分高いので、97%を確保するというような書き方も、先ほど目標について見え方もあると言われていた中では、いいところも書いておいたらよいと思います。

【事務局】

現状維持のような表現でということですね。

【会長】

目標水準というのは、すべて野心的である必要はないということです。水道事業そのものは、そもそも儲かるような事業ではありませんので、現状が非常に高いところにあるのであれば、それが維持されているだけでも十分に野心的な目標の定め方だと思うので、指標として悪くないのではないかと思いました。

他は皆さんいかがでしょうか。

【副会長】

先ほど資料1のところでお伺いした、企業債残高対給水収益比率350%以下という話について、その資料の説明をお聞きした感想です。

料金は確実に右肩下がりであるけれども、比較的緩やかに下がっているという印象だったのですが、一方で、資料2の6ページのところは衝撃的なもので、企業債残高対給水収益比率は350%でも低いぐらいで、750%になるということです。それだけ設備投資の必要が迫っているということなのでしょうけれど、この説明を受ければなるほどと思うのですが、資料だけ見るとなかなかそこまでイメージがつかないので、そういう意味ではこの説明があれば割と理解できるかなと思います。それにしても急激に750%までいくのだというのが率直な感想で、驚きました。

【事務局】

それについては、企業債残高が増えるだけではなく、そもそもこの企業債残高対給水収益比率の計算式の分母である給水収益についても減少するので、分子は大きく、分母は小さくなり、比率が一気に上がることになります。

【副会長】

企業債残高も約98億円増加する見込みで、内訳としては7ページに記載いただいているこれらの設備投資において必要ということで、なるほどと理解いたしました。

【会長】

念のための確認なのですが、今決算書を見ていたのですが、門真市さんには水道事業基金というものはないのですか。

【事務局】

ございません。

【会長】

現金預金はあるが、基金はないのですね。

それは、以前からないのですか。

【事務局】

以前からございません。設けたことがないです。

【会長】

わかりました。積み立てる余裕はないということですか。

【事務局】

基金ではなく毎年毎年の積立金というような、例えば、退職金の積立てや、建設改良に使う建設改良積立金、企業債の償還に備えるための減債積立金を、毎年積み立てています。しかし基金という形のものではなく、それは現金預金として計上されており、何かあった時の備えはその部分にあたると考えられます。

【会長】

一般会計でいうところの財政調整基金のような基金はないということですね。何か非常時のために、別で貯めるというものはないですね。わかりました。

一般会計からの繰入の状況はどのような感じですか。

【事務局】

法律上で決まっています。例えば児童手当や、先ほど少し出ました消火栓は市から出るものですが、それ以外は基本的には繰入れはありません。

【会長】

それは、例えば20年といった、それくらいの期間でもないのですか。

【事務局】

先ほど説明がありましたように、消火栓や児童手当以外の繰入れというものはないです。

【会長】

わかりました。

【会長】

他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

《なしの声》

【会長】

特にないようでしたらこの案件につきましても以上ということにさせていただきます。

いくつか、この資料2に関してご意見をいただきましたが、特に何かまとめるというよりは、次回以降の審議会での議論に向けて参考にさせていただくような形で受け止めさせていただきたいと思います。

○その他

【会長】

本日の案件はすべて終了しましたので、その他に移らせていただきたいと思います。
皆様から何かご意見等はございませんでしょうか。

《なしの声》

【会長】

事務局からはいかがですか。

【事務局】

次回開催日につきましては、日程調整の結果、令和8年1月30日（金）午後3時からの開催を予定しております。場所は本日と同じ泉町浄水場第1会議室です。
別途開催通知文をお送りいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

【会長】

それでは、次回の審議会ですが、令和8年1月30日（金）午後3時から開催いたしますので、ご参集をお願い申し上げます。

以上を持ちまして第3回門真市上下水道事業経営審議会を終了いたします。
本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

以上